

瀬戸市水道法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第15号

瀬戸市水道法施行条例の一部を改正する条例

瀬戸市水道法施行条例（平成24年瀬戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(7)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条の規定により<u>布設工事監督者に必要な</u>資格を有する者</p> <p>(2)から(6)まで &lt;省略&gt;</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(7)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道<u>又は水道環境</u>を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条の規定により<u>水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う</u>資格を有する者</p> <p>(2)から(6)まで &lt;省略&gt;</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例中第3条第8号の改正規定は平成31年4月1日から、第4条第1号の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の瀬戸市水道法施行条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。